

樹木・堆積土除去工事における「概算数量による発注」について

1 対象工事

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」で実施する河川内の樹木・堆積土除去工事について、早期対策による民生の安定を目的とし、既存の測量・設計成果がなく、発注段階で工事実施数量を正確に把握できない場合に、実測図面を示さない「概算数量による発注」を活用することとしました。

対象工事：3か年緊急対策に係る河川内の樹木・堆積土除去工事

2 測量等の費用の計上

「概算数量による発注」にあたっては、工事着手前に施工範囲等を確認するための測量調査等が必要となるため、その費用を適切に計上します。

樹木・堆積土除去工事では、河川の縦横断測量や既存施設の根入れの確認のための試掘等を想定しています。

測量調査等の費用については、発注時に、業務の諸費用を含めて準備工として計上し、工事の間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の対象とはなりません。

測量調査等の成果については、監督員の段階確認を受けると共に、成果品として整備してください。

3 測量から工事着手までの流れ

① 受注者は、監督員と協議のうえ、準備工として計上している測量業務等により工事着手後直ちに測量等を行い、成果を監督員に提出してください。

測量の区分は「公共測量」または「その他の測量」として実施するものが想定され、その取り扱いは下表のように異なりますので、詳細は発注者に確認をして下さい。

【 測量の内容による区分 】

測量の実施内容	測量の区分	測量の実施業者	主任技術者
中心線測量、縦断測量等、横断測量以外も実施	公共測量	測量業の登録がある者 (作業規程の準則第7条)	測量士 (作業規程の準則第9条)
横断面測量のみ	その他の測量	工事業業者又は測量業者 (規定なし)	測量士、 小規模の場合、測量士補も可 (県測量作業要領第5条)

② 測量成果等に基づく設計（掘削範囲、掘削深さ等の決定）は発注者が実施します。受注者は監督員から工事内容について指示を受けてください。

③ 準備工、本工事の内容については、設計変更ガイドラインに基づき、適切に設計変更を行います。

④ 工事内容について指示を受けた後は、通常の工事の進め方と同じです。

4 工事実施にあたっての留意事項

・掘削の設計数量は、測量成果に基づく土坪計算により算出するものとします。実施数量については、運搬ダンプ台数や残土処分場の地形の変化量等の検収により、適切に確認することとさせていただきます。

・今回の緊急対策の事業効果については河積の拡大率を指標とするため、掘削範囲の大小にかかわらず河道断面全体を把握した施工が必要となります。